資料9

第１０回　全区版地域ケア会議

令和８年１１月６日

保健福祉政策部　保健福祉政策課

１.主旨

　地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的としている。
　区では地域ケア会議を「地区」「地域」「全区」の３層で実施しており、地域保健福祉審議会を全区版地域ケア会議に位置づけ、地区版及び地域版の取り組み状況を報告するとともに、地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげている。

全区版地域ケア会議の開催状況

回	年度	主な検討テーマ
第１回	平成２９年度	地区版・地域版の取組み状況について
第２回	平成３０年度	精神疾患等への理解について
第３回	令和元年度	身元保証人が立てられない方の入院・入所について
第４回	令和２年度	８０５０問題（ひきこもり）
第５回	令和３年度	８０５０問題（ひきこもり）
第６回	令和４年度	８０５０問題（ひきこもり）
第７回	令和５年度	金銭管理
第８回	令和６年度	金銭管理
第９回	令和７年度	対象を限らない見守り

2.地域ケア会議の取組み状況

○ 地区では、あんしんすこやかセンターがケアマネジャーや介護サービス事業者など支援に係わる多様な関係者の参加を得て、地区版地域ケア会議を開催する。

○ 地域では、各総合支所保健福祉センター保健福祉課が開催する地域ケア連絡会、あんしんすこやかセンターと保健福祉課が共同で開催する地域合同包括ケア会議、介護予防・地域支援課が開催する介護予防ケアマネジメント事例検討会を地域版地域ケア会議に位置付け、実施している。

○ 地域版地域ケア会議では、地区における個別事例の検討結果や課題報告から地域課題を抽出し、その課題解決に向けた取り組みを行うとともに、地域では解決できない課題を全区版地域ケア会議等、他の会議体へ情報共有、課題提起によりつなぐ。

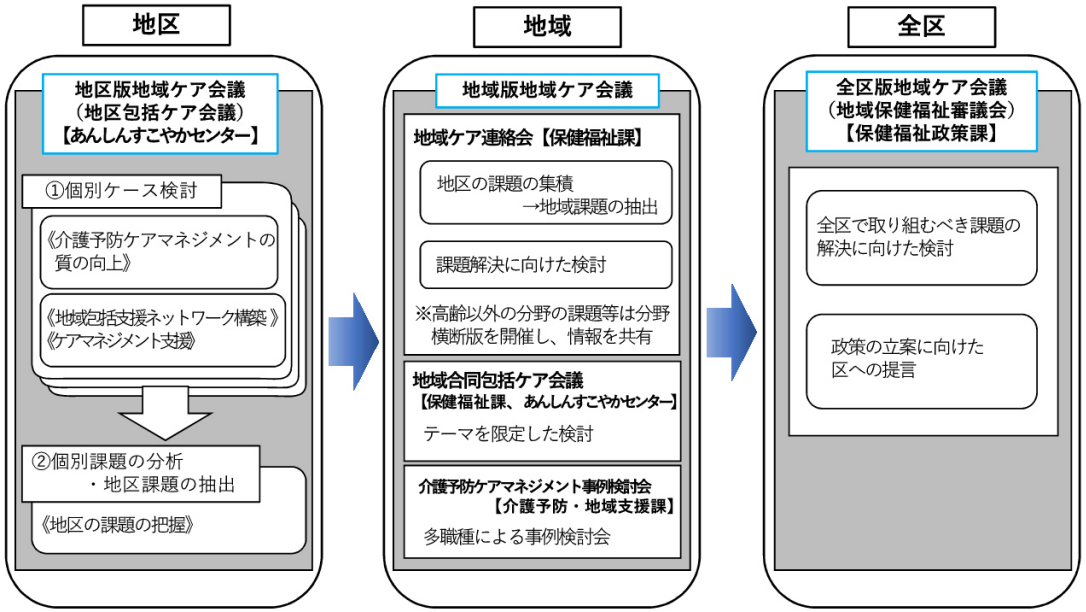

※地域ケア会議の全体像（イメージ図）
【　】は事務局を示す。

３．第１０回全区版地域ケア会議テーマについて（１）

令和7年11月14日開催　第9回全区版地域ケア会議資料　再掲

３．対象を限らない見守りを選定した背景

テーマ設定の背景と狙い

○ 庁内検討PTにおいて各支所・現場から「孤独死・孤立死の増加」「生きづらさを抱える世帯の増加」「安否確認をはじめとした見守り課題」が多数報告され、テーマ選定の土台となった。
○ 見守りの対象を「高齢者」などに限定せず、すべての区民が支援となり得る。
○ 平時・緊急時を問わず、相談や日常的支援も含め「見守り」を広げていく必要がある。
○ 以上の視点を「対象を限らない見守り」として整理し、今後の施策検討の基盤とする。

社会情勢の変化

○ 単独世帯の増加（都内約５０%、世田谷区でも増加傾向）→孤独死・孤立死の増加
○ 地域つながりの希薄化が進み、子育て世帯・若者の孤立や経済的困難が顕在化
○ ８０５０問題、ヤングケアラーなど世代横断的課題が顕著

国の動き

平成２９年：社会福祉法改正 → 包括的支援体制の努力義務化
令和２年：社会福祉法改正 → 重層的支援体制整備事業創設（属性を限らない支援）
令和５年：孤独・孤立対策推進法 → 孤独・孤立を誰にでもおこる課題と位置づけ推進

３．第１０回全区版地域ケア会議テーマについて（２）

○ 各地区あんすこが課題提起して各地域保健福祉センターが取りまとめた「地域版地域ケア会議実施報告」において、全区レベルでの検討が望まれる課題として昨年度に引き続き「見守り」「地域住民や支援者、地域との関わりの創出」の課題が挙げられている。

○ 第１０回全区版地域ケア会議のテーマについては、第９４回地域保健福祉審議会（令和８年７月２４日（金）開催）において、**「対象を限らない見守り」**とすることを報告した。

全区レベルでの検討が望まれる課題（令和8年度地域版地域ケア会議実施報告より一部抜粋）

カテゴリー	課　　題
複雑・複合化（８０５０問題等）	・特に親亡き後に課題が顕在化するケースが多く、早期からの関与が重要である。 ・複合化を予防する仕組みづくりと、伴走型支援や地域資源との連携が求められる。
理解・連携	・認知症や精神疾患、発達障害など地域住民への理解を深めることが難しい。 ・医療機関や専門機関、地域とのつながりが必要。
見守り	・独居高齢者、認知症の方の見守り。 ・地域住民や支援者、地域との関わりの創出。 ・介護者が被介護者に依存している世帯が地域で暮らし続けるためへの支援を考える必要がある。
制度の狭間	・８０５０問題、ごみ屋敷、近隣苦情、ひきこもり、精神知的ボーダー。各制度に該当しないが、明らかに支援が必要な人の対応に苦慮している。 ・介護保険や障害者自立支援、生活保護などの制度要件に該当しないものの、支援が必要な事例への対応に苦慮している。 ・制度の狭間整理と予防的な仕組みづくりが必要。
防犯・防災	・災害時の自助・共助の普及や、地域組織と関係機関間での役割・安否確認体制の共有が不十分。 ・高齢者を狙った特殊詐欺対策の強化が必要であり、避難行動要支援者への具体的支援方法と連携・役割整理が求められている。

第１０回全区版地域ケア会議テーマ
「対象を限らない見守り」

Ⅰ　対象を限らない見守り協定について（P7～P9）
Ⅱ　オートロックマンションにおける見守りについて（P10～P11）
Ⅲ　松原地区　集合住宅における住民のつながり・見守り体制について（P12～P41）
　（松原あんしんすこやかセンター　佐藤管理者より発表）

Ⅰ　対象を限らない見守り協定について（１）

区では、支援が必要な高齢者を早期把握し適切な対応を図り孤立を防ぐため、平成21年より**「高齢者見守り協定」**を様々な企業や団体と協定を締結し、通報の協力を得て、支援やサービスにつなげてきた。
（令和8年10月現在　33者と締結）

高齢者の見守りネットワークは整備が進んできたが、世代・属性を問わず支援が必要な方は地区・地域に潜在している。

【背景】
・制度のはざまで相談につながりにくい方が増加
・自身の課題認識の浅さや、相談をためらうことから困りごとが進行し早期支援につながりにくい
・地域の中に「つなぎ役」が減少している

困りごとを抱えた方を早期発見し、早期支援につなげていくために企業や団体と**「対象を限らない見守り協定」**を締結し、見守りの担い手を増やしていく。

Ⅰ　対象を限らない見守り協定について（２）

既存の協定をベースに困りごとを抱えた区民をより多く早期発見し、早期支援につなげられるように、対象を限らない見守りを進めていく。

協定の比較

	分類	高齢者見守り協定	対象を限らない見守り協定
異なる点	対象者	65歳以上の高齢者	高齢者に限らず困りごとを抱えている区民
	発見した場合の連絡先（※1）	区内各地区のあんしんすこやかセンター （地域包括支援センター）	世田谷区役所保健福祉政策課（※2）
共通点	受電後の対応	対象者の情報を確認し、訪問が必要と判断した場合には、然るべき機関の職員が対象者の自宅を訪問する。	
	個人情報保護法における取扱い	「人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合（第27条：本人同意がない第三者提供の例外）」に該当するため通報者が責めを負わない。	

※1　生命の危機や犯罪に関わる場合は、警察または消防に通報。
※2　児童虐待（ネグレクト含む）を発見した場合には、児童虐待防止法に基づき世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）に連絡。高齢者の場合はあんしんすこやかセンターに連絡。

Ⅰ　対象を限らない見守り協定について（３）

協定締結事業者に期待する役割

1 通報

事業者の社員が、世田谷区内で配達や窓口対応等の通常業務に従事する中で、**異変を察知**したり**支援が必要**だと思われる方や状況に遭遇した場合に、区に**連絡**してもらう。
連絡を受けて、世田谷区役所では対象者情報の調査を行い、必要に応じて適切な支援やサービスにつなげていく。

【異変の例】
・郵便受けが郵便物であふれている
・訪問時に応答がない
・服装が乱れている
・家屋から複数のペットの鳴き声・臭いを感じる
・何度も同じ手続きに来店する



2 広報協力

店舗や事務所の窓口に「福祉の相談窓口」のパンフレットを設置していただき、来店客等に周知拡大の協力を依頼する。

3 理解促進

協定締結事業者の職員を対象に、区が主催する障害特性等をテーマとした**研修**に参加していただき、福祉に関する理解を深めてもらう。

福祉との連携により、事業所の困りごとの解消にもつなげていく。

Ⅱ　オートロックマンションにおける見守りについて

オートロックマンションは、セキュリティが確保されている反面、外部から様子が把握できず、訪問や観察による従来型の見守りが機能しにくくなっている。
以下のような課題から、孤独・孤立状態が見過ごされる危険がある。

【課題1】（居住者）

●災害発生時の安否確認や避難支援の遅れにつながる

●訪問を受けた際に、認知機能・身体機能の低下により開錠できず、見守りやサービス提供を受けられないことがある

【課題2】（支援者）

●あんすこ職員や民生委員が、オートロックマンションに居住する高齢者を対象に訪問した場合に、管理人や居住者に訪問目的を理解されず協力を得られないことがある

【課題3】（管理会社）

●認知機能低下をケアできないことにより管理費・修繕積立金の滞納が発生

●居住者からの相談等を契機に、課題を抱えた居住者を把握しても相談先が分からない

【手法】

〇管理会社と協働して、居住者に「福祉の相談窓口」を周知する取組みをモデル実施する

今後の取組みの方向性及びスケジュール

Ⅰ　対象を限らない見守り協定

「高齢者見守り協定」を締結している団体のうち複数の団体に打診し、既存の協定を「対象を限らない見守り協定」に改正し、令和8年度中に1者以上と協定を締結する。以降、順次拡大していく。

今後は理美容組合、飲食店組合等に働きかけ、区民が日常的かつ定期的に利用する来店型サービス事業者との協定締結を進め、より効果的な見守りを果たしていく。

Ⅱ　オートロックマンションにおける見守り

モデル実施する周知活動を他地区・地域にも広げていき、居住者の安全・安心な暮らしを確保するとともに、訪問する福祉専門職の負担軽減につなげていく。

Ⅲ　集合住宅における住民のつながり・見守り体制について

～マンション管理組合との連携を通して～



松原あんしんすこやかセンター
管理者　佐藤　彩子

あんしんすこやかセンター
（地域包括支援センター）

・介護保険法により全国に設置された、
　65歳以上の高齢者の相談窓口



あんすこ君

・中学校区に1つ設置

・世田谷区では「あんしんすこやかセンター」

・区内に28か所

あんしんすこやかセンターの業務内容

・介護保険認定申請

・区の保健福祉サービス申請

・もの忘れ相談窓口

・在宅療養相談窓口

・介護予防事業

その他、生活上の困りごと相談　等

松原地区の地理的環境

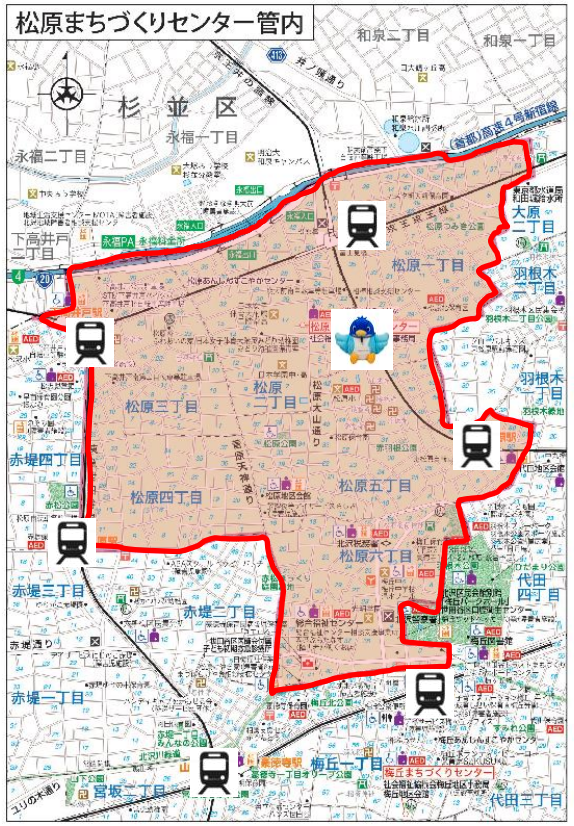
松原まちづくりセンター管内
杉並区
永福一丁目
永福二丁目
和泉二丁目
和泉一丁目
下高井戸二丁目
大原二丁目
松原一丁目
羽根木二丁目
松原三丁目
松原二丁目
羽根木一丁目
赤堤四丁目
松原四丁目
松原五丁目
松原六丁目
代田四丁目
赤堤三丁目
赤堤二丁目
赤堤一丁目
梅丘一丁目
宮坂二丁目
代田三丁目

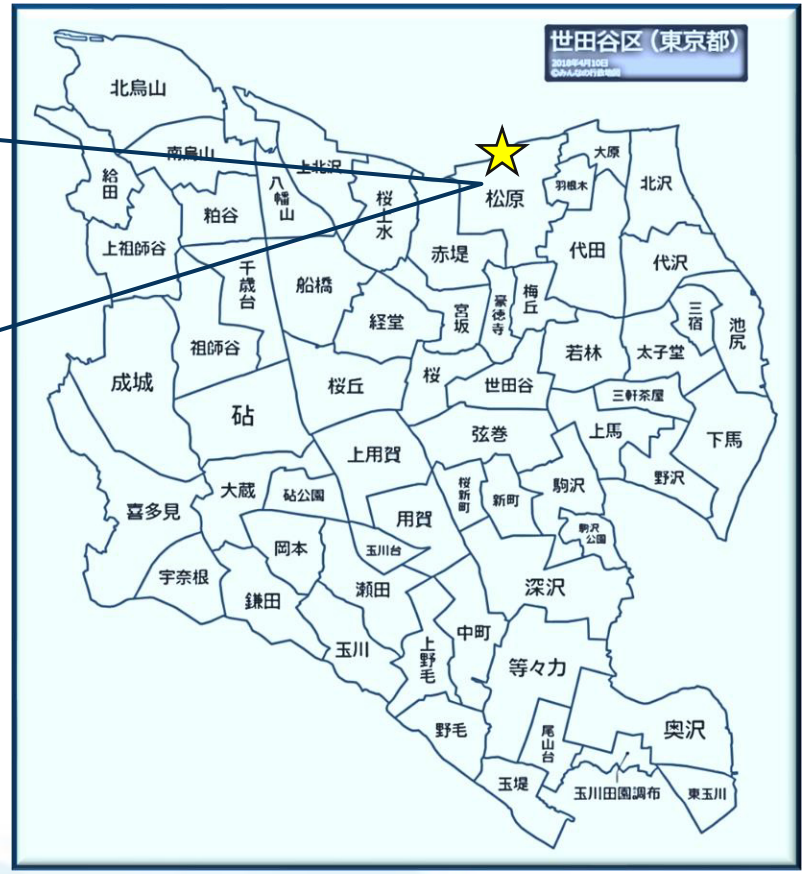
世田谷区（東京都）
北烏山
南烏山
上北沢
給田
粕谷
八幡山
桜上水
松原
大原
羽根木
北沢
上祖師谷
赤堤
代田
代沢
千歳台
船橋
経堂
宮坂
豪徳寺
梅丘
三宿
池尻
祖師谷
若林
太子堂
成城
砧
桜丘
桜
世田谷
三軒茶屋
弦巻
上馬
下馬
上用賀
駒沢
野沢
大蔵
砧公園
桜新町
新町
喜多見
用賀
駒沢公園
岡本
玉川台
宇奈根
鎌田
瀬田
深沢
中町
上野毛
玉川
等々力
野毛
尾山台
奥沢
玉堤
玉川田園調布
東玉川

松原地区の住民の状況（令和８年９月１日現在）

・人口・・・30,497人

・高齢者数・・・5,640人

・高齢化率・・・18.5%

・世帯数・・・18,906世帯（一世帯約1.61人）

松原地区の住宅事情

・都営住宅、区営住宅がない

・私鉄沿線、甲州街道沿線に規模の大きいマンションが集中している

・築年数の古いマンションと新しいオートロック式のマンションが混在している

・駅周辺以外は築年数の古い戸建てが多く、二世帯住宅が多い

そもそも集合住宅って？

➢**集合住宅**

・1棟の建物の中に、複数の住居がある形式の住宅。壁や床によって区切られ、それぞれ独立している

➢**マンション**

・中高層（3階建て以上）の集合住宅、鉄筋コンクリート造り

➢**アパート**

・木造や軽量鉄筋で主に2階建てまで

※マンションとアパートの違い（建築基準法等に明確な定義の違いはない）

➡ **集合住宅＝３階建て以上のマンションとする**

マンションにまつわる課題

（令和2年）

➢認知症の進行により、オートロックを開錠できない高齢者の安全管理　→ オートロックマンションへのアプローチ

（令和3年）

➢マンション内での高齢者の孤立死

→集合住宅における高齢住民の孤立化

（令和4年）

➢ごみ屋敷化した部屋に住み、介入を拒否する高齢住民への関わり　→築年数が古く規模が大きいマンションにおける見守り体制づくり

マンションにまつわる課題

（令和5年）

➢老朽化した大規模マンションの建て替え

→高齢者の住み替え問題

（令和6年）

➢65歳未満の精神疾患のある住民とのトラブル

→相談窓口のわかりにくさ、精神分野との連携

（令和7年）

➢マンション内でのリフォーム詐欺被害

→認知症高齢者、高齢者のみ世帯の孤立

（令和8年）

➢災害時の高齢者の避難支援

→マンション防災、管理組合・ケアマネジャーとの連携

松原地区の地区課題

マンションにおける、
孤立化する高齢者の見守り体制の構築

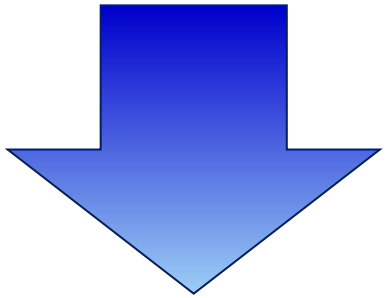

松原地区のマンションの実態調査を実施

松原地区のマンションの実態調査

【調査の目的】

①地区アセスメントの一環として、オートロックの有無など
　セキュリティや管理体制等に関する状況を把握する
②地区における高齢者の孤立死防止のため、マンション
　管理人等と関係を作ることで、地域の見守りの資源
　としてつながるきっかけとする

【調査対象】
高齢者が複数居住する3階建て以上のマンション

【調査期間】
令和3年　9月～10月

【調査方法①】

高齢者台帳より、高齢者（65歳以上）が
5人以上居住しているマンションをリストアップ

（1丁目）34棟　（2丁目）15棟（3丁目）12棟
（4丁目）　6棟　（5丁目）15棟（6丁目）19棟

<u>合計101棟を抽出</u>

調査対象となったマンションの分布図



【調査方法②】

➢101棟を1件ずつ訪問し、目視と聞き取りにて調査

➢広報紙「松原あんすこ通信」の見守り特集号と
「松原あんすこガイド」（事業説明用のリーフレット）を
持参し、あんしんすこやかセンターの事業説明とともに、
マンション内の掲示や回覧を依頼

松原あんすこ通信

第１７号

空気が乾きます
お肌やのどを大切に

色々なものが
おいしくなる
うれしい季節ですね

松原あんしんすこやかセンター
（地域包括支援センター）
松原２－２８－２１
電話 03－3323－2511
FAX 03－5300－0212

令和３年１０月発行

この先大丈夫かな…？ 毎日の生活で、今困っているわけではないけれど、何となく不安に思うことはありませんか。

松原地区では、様々な団体や地区住民の集まりなどで、お互いに見守りが行われています。あんしんすこやかセンターも、地区での見守り活動がより充実するようなお手伝いをさせていただいております。

★電話で
- 高齢者安心コール
- 福祉電話訪問

など

看護師等の資格を持った電話訪問員が、定期的に電話でお身体の具合などを確認いたします。

★訪問で
- あんすこ職員の訪問
- 民生委員の訪問
- 見守りボランティア
- 緊急時の通報システム
- 民間配食サービス
- 介護保険サービス　など

松原あんしんすこやかセンターに登録したボランティアの方々が、ご希望の方のご自宅を定期的に訪問し、お話を伺います。

★集まって
- サロン、ミニ・デイ
- ふれあい松原
- はつらつ介護予防講座
- 高齢者クラブ　　など

いつものあの人、最近来ないな…
心配だからあんしんすこやかセンターに相談してみよう。

★街中で
- 明大前ﾋﾟｰｽﾒｰｶｰｽﾞ
- 商店街
- 病院、薬局　など

あんしんすこやかセンター職員は松原地区の様々な場へ出かけ、地区の方々がお互いに無理なく見守ることができるようなネットワークづくりのお手伝いをしております。
「ご自身のこと、ご家族のこと、ご近所の方のこと、など心配なことがある」という方も、あんしんすこやかセンターまでお気軽にご相談ください。

見守りコーディネーター　佐藤

広報紙
「松原あんすこ通信」
見守り特集号

松原あんすこガイド（事業案内）

あんしんすこやかセンターで主に行っていること

さまざまな相談受付
- ◎高齢者の相談
- ◎介護予防のための相談
- ◎もの忘れの相談
- ◎在宅療養や介護の相談
- ◎子育て中、障害のある方、生活に困窮している方の相談

申請の受付
- ◎介護保険
- ◎世田谷区の保健福祉サービス

住民の方向けの講座
高齢者の権利を守るための支援など
～詳しくは内側をご覧ください～

ご自分のことはもちろん、ご家族、ご友人、ご近所、気にかかることはどのようなことでもご相談ください。

相談は無料
秘密は守ります



交通
- ●京王線　明大前駅下車　徒歩８分
- ●井の頭線　東松原駅下車　徒歩８分

※松原まちづくりセンターと同じ建物

松原あんしんすこやかセンター
松原５－４３－２８
０３（３３２３）２５１１
緊急の場合は、いつでもお電話ください
FAX ０３（５３００）０２１２

窓口開設時間
月～土　午前８時３０分～午後５時
日曜・祝日・１２月２９日～１月３日は休業日

あんしんすこやかセンターは、世田谷区が設置した身近なくらしの相談窓口です

松原あんしんすこやかセンター
<地域包括支援センター>
担当地区　松原１～６丁目

03(3323)2511
そうだ！
あんすこに
聞いてみよう

松原あんすこ
ホームページ

あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター
あんすこ君：世田谷区の島「オナガ」

相談は無料・秘密を厳守

困る前に
困りそうになったら
困ったら…

松原地区の、どこへでも伺っております。

自転車でご自宅へ伺います

ポストへ書類やお知らせをお届けします

電話で話を伺ったり

住民の方向けに講座を開きます

身近な福祉の相談窓口

松原まちづくりセンター
社会福祉協議会松原地区事務局
松原あんしんすこやかセンター
公沢児童館
ぼーときたざわ

として、様々な機関と連携して、幅広い相談に対応しております

介護保険の申請をして、ケアマネジャーが決まり、介護保険サービスの利用を始めました

専門の医師に、もの忘れの相談ができることがわかりました

そろそろ親のことが心配になってきました

老人ホームなど、様々な高齢者の生活の仕方があることを知ることができました

もしかして詐欺？

警察と連絡をとって詐欺の手口を調べ、一緒に対策を立てました

病気になったらどうしよう、と心配で…

松原あんしんすこやかセンターに聞いてみました！

いつまでも健康でいるには？

健康診断を受けて、いつでも相談できる、かかりつけ医がみつかりました

病院に通えなくても、医師や看護師の訪問を受ける制度があることがわかりました

介護保険を利用して、定期的に連動を始めました

健康づくりの講座に参加して、生活に役立てています

保健師、社会福祉士
主任ケアマネジャー等の
資格を持つ職員が

松原地区の皆様の
お役に立てるよう
一緒に解決策を考えます

【調査内容】

①オートロックの有無

②管理人室の有無

③管理人が常駐しているか

④管理組合の有無

⑤「松原あんすこ通信」の配架の可否

マンション実態調査の結果（101棟中）

①オートロック有り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43棟

②管理人室有り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45棟

③管理人が常駐している・・・・・・・・・・・・・・・・28棟

④管理組合の有無（調査中）

⑤「松原あんすこ通信」の配架、掲示可・・・18棟

↓

25棟

調査結果の考察

・マンション管理人・・・住み込み、常駐、巡回（管理会社から派遣）

・マンション管理組合・・・分譲で居住する住民による組織

（「建物の区分所有というに関する法律」）

※管理組合理事会・・・日常の管理組合の業務を遂行する執行機関

・マンション管理会社・・・管理組合からの委託で管理事務を行う

（「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」）

どこにアプローチすればいいのか??

調査結果を受けての取り組み

①管理人へのアプローチ

→まずは管理人に「あんしんすこやかセンター」を知ってもらおう！

→広報誌「松原あんすこ通信」(隔月発行)を毎号持参し、掲示を依頼

②管理人から気になる高齢住民についての相談が入るように

→個々の困り事に対して、管理人等と連携して対応

→(例)ベランダからごみを落とす高齢住民

(例)具合が悪そうで安否が心配な高齢住民

調査結果を受けての取り組み

③管理人を通して、住民の代表である管理組合へのアプローチ

→管理組合理事長と面会し、あんしんすこやかセンターの役割、事業内容を説明

→管理組合理事会に出席し、地域の相談窓口としてあんしんすこやかセンターを知ってもらい、連携のきっかけづくり

④住民へのアプローチ

→管理組合理事会と協働で住民向けのイベント開催

マンション管理組合との連携事例①

マンションA　（14階建て、148戸、築51年）

高齢者世帯･･･69世帯



【連携のキーパーソン】ベテラン管理人

➢20年以上勤務する管理人が2人
➢管理人を通して管理組合理事長と面談し、あんしんすこやかセンターの役割、事業内容を説明。
➢理事長から、認知症が疑われる高齢住民への対応について相談を受ける。
➢ケアマネジャーにつなぐ等、個々の対応を通して、管理組合が住民に関して相談できる先としてのあんしんすこやかセンターの存在を知ってもらう。

個別相談だけでなく、介護保険や防災の講話を不定期で開催

マンション管理組合との連携事例②

マンションB　（14階建て、98戸、築47年）

高齢者世帯･･･47世帯



【連携のキーパーソン】**あんすこボランティア**

➢管理組合理事でもある、あんすこボランティアと管理人から、独居高齢者の安否確認について相談を受ける。

➢あんすこボランティアを通して管理組合理事長と面談し、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、管理組合理事、住民が連携して安否確認を開始。

➢他の高齢住民に関しても、住民同士が見守りつつ、あんしんすこやかセンターに相談が入るようになる。

➡ **あんすこボランティアを中心に、住民同士が見守りあう風土**

マンション管理組合との連携事例③

マンションC　（8階建て、88戸、築44年）
高齢者世帯･･･28世帯



【連携のキーパーソン】 **新任の理事長**

➢前法人から管理組合とは関わりがあったが、その後理事長が4人交代。
➢新理事長を通して管理組合理事会に出席し、地域の福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターの事業内容等を説明。
➢室内がごみ屋敷化している高齢住民への対応について、地域ケア会議Bに理事長が出席。民生委員や社会福祉協議会とつながる。
➢地域の社会資源を紹介する「住民向け講座」を管理組合と協働で開催予定

住民の困り事を、地域社会とつながることで解決していこうという機運

具体的な提案

・出張介護相談会

・アクション講座（認知症についての普及啓発）

・出張福祉用具体験・相談会

・フレイル予防体操

・地域のサロン等の情報提供会（社会福祉協議会と）

・防災の講話、訓練　（町会・自治会と）　等

あんしんすこやかセンターにとって

◎マンション管理組合にアプローチすることのメリット

➢管理組合理事会には、住民の困りごとの相談が寄せられる

→潜在的な、支援が必要な住民とつながることができる

➢住民目線で、気になる高齢住民を見守る意識がある

→日々の暮らしの中で細やかな見守りがされており、社会資源として連携することで、見守りのネットワークを強化することができる

◎配慮が必要な点

➢個人情報の取り扱い

→管理組合理事も同じ住民

➢住民同士のトラブルに巻き込まれない

→どちらもあんしんすこやかセンターの支援の対象

集合住宅における見守り体制構築の課題と今後の展望

【課題】

①あんしんすこやかセンターとして・・・つながれない、つながり続けられない

・管理人が常駐でないマンションが多い

→窓口がない、関わりのきっかけがない

・マンション管理組合理事は、1～2年で交代する

→課題が引き継がれない、メンバーによって問題意識に差がある

→あんしんすこやかセンターが関係を継続するのが難しい

②マンションとして・・・地域とつながるきっかけがない

・町会・自治会への加入率が低く、地域との関係性が薄い

→回覧板などで地域の情報が届きにくい

→民生委員など身近な相談窓口がわかりにくい

集合住宅における見守り体制構築の課題と今後の展望

【今後の展望】～あんしんすこやかセンターの役割として～

①つながって、地域とつなげる

・あんすこボランティアや地区サポーターなど、地域との窓口になる「人材」とつながる

➢マンション住民と、地域の社会資源をつなげるきっかけをつくる

②一緒に解決

・個々の困り事を、管理人や管理組合と一緒に解決していく

➢多様な社会資源を活用して一緒に解決の糸口を探る

➢認知症の理解を促す講座等、住民向けの講座を協働で開催する

③提言していく

・管理組合を支援する仕組みとして、居住支援課等との課題の共有

➢地域の相談窓口としてあんしんすこやかセンターを周知していく

マンション住民と各機関をつなぐ「ハブ」機能

マンション住民・
管理組合

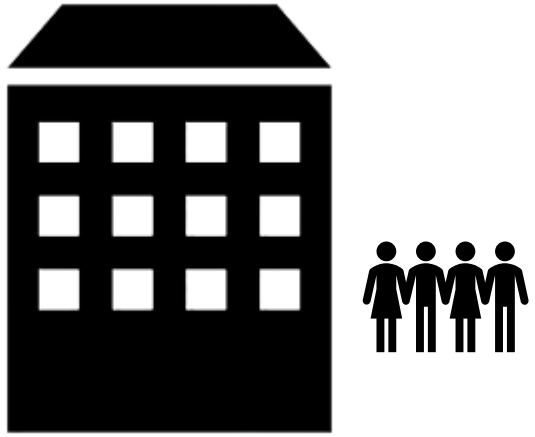



あんしん
すこやか
センター

町会・自治会

回覧板、防災訓練　等

社会福祉協議会

地域のサロン、
ボランティアの紹介　等

民生・児童委員

見守り、地域の情報　等

介護支援事業所

専門的ケア、サービス

ご清聴ありがとうございました

